マスコミ各位

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会
名古屋市熱田区沢下町 9－7
労働会館東館 301　愛知社保協内
TEL052-889-6921　FAX052-889-6931

愛知生活保護裁判取材のお願い

日頃熱心な取材に敬意を表します。

2020 年 6 月 25 日の名古屋地裁判決からまもなく 3 年となります。全国最初となった名古屋地裁判決は数々ある争点のすべてで政権忖度の全く不当な判決となりましたが、翌年 2 月の大阪地裁ではデフレ調整が間違っていると勝訴。その後敗訴が続きましたが昨年 5 月の熊本地裁、さらに東京、横浜、宮崎地裁と相次いで勝訴となりました。

生活保護基準引き下げには様々な問題点がありますが、裁判ではデフレ調整・ゆがみ調整という物価指数の計算に“統計不正”があることを否定できなくなっています。名古屋高裁の控訴審でも物価偽装について詳しく論じてきました。

控訴審はいよいよ大詰めとなり、今回の証人尋問の後 7 月に結審、年内にも判決となる可能性がでてきました。

今回は統計学の専門家である鈴木雄大氏（経済統計学専門　北海学園大学経済学部准教授）と当時の厚生労働省社会・援護局保護課課長補佐である西尾穂高氏を二日間かけて、それぞれ午前 10 時から午後 3 時半まで証人尋問することになりました。特に西尾氏については裁判長が 3 日間の日程を示して出廷を求めて実現したもので、全国 29 地裁・高裁を通じて初めての証人尋問となります。全国の裁判所がこの尋問記録を使うことになると思われます。

たいへん重要な期日となりますので、ぜひ取材をお願いします。

なお、今回は傍聴が抽選となり、9 時 20 分から受付を行うこととなっています。

3 月 15 日（水）10 時～15 時 30 分　鈴木証人

3 月 16 日（木）10 時～15 時 30 分　西尾証人

両日とも終了後桜花会館にて記者会見・報告集会を行います。

問い合わせは支援する会事務局長　榑松（090-9893-7248）へ